

① 件名							
建築基準法に基づく制度の新設に係る手数料規定等の見直しについて							
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）							
<p>【背景】 最近の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建物ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した「建築基準法の一部を改正する法律」が平成30年6月に公布された。</p> <p>【目的】 建築基準法の一部改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例で定める手数料規定等の改正を行うもの。</p>							
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性							
<p>【根拠法令】 建築基準法（昭和25年法律第201号） 石巻市建築基準等に関する条例（平成17年石巻市条例第269号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>							
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）							
<p>平成30年6月27日 建築基準法の一部を改正する法律公布 7月2日 石巻市建築基準等に関する条例の一部改正（専決処分）</p>							
⑤ 主な内容							
<p>1 接道規制の適用除外に係る手続の見直し（法第43条第2項第1号関係） 接道規定の適用を除外できる手続として、これまであった「許可」に加えて、「認定」の制度を創設し、法に定める道路に該当しない幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する敷地で、特定行政庁が認めるものは、接道規定の適用を除外できるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可等の申請の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table>		許可等の申請の区分	手数料の額	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請	27,000円		
許可等の申請の区分	手数料の額						
法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請	27,000円						
<p>2 仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の見直し（法第85条第6項関係） 仮設許可の期間は原則1年以内であるが、国際的な規模の会議や競技会に使用するもの等は、1年を超えて許可することができるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可等の申請の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請</td> <td>延べ面積100㎡以下 80,000円</td> </tr> <tr> <td>延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円</td> </tr> <tr> <td>延べ面積500㎡超 160,000円</td> </tr> </tbody> </table>		許可等の申請の区分	手数料の額	法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下 80,000円	延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円	延べ面積500㎡超 160,000円
許可等の申請の区分	手数料の額						
法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請	延べ面積100㎡以下 80,000円						
	延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円						
	延べ面積500㎡超 160,000円						

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 関係法令に基づく改正により、手続きの適正化及び合理化が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>宮城県は6月議会に提案済み（平成30年7月4日議決）で、本市以外の県下特定行政庁3市中2市（仙台市、塩竈市）は9月議会に提案予定。大崎市は現在検討中。 なお新設される手数料については宮城県と同額としている。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>石巻市建築基準等に関する条例の施行期日：改正建築基準法の施行日</p>
⑨ その他